

岐阜市告示第148号

建築基準法による中間検査実施期間の延長について

建築基準法による中間検査の実施に関する告示（平成19年岐阜市告示第100号）の一部を次のように改正したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示し、令和元年6月20日から適用する。

令和元年6月10日

岐阜市長 柴橋 正直

第2項中「12年間」を「15年間」に改める。